

令和5年8月25日

令和5年度第5回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年8月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時10分閉会

2. 場所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告 5 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第26号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第28号 非農地証明願について

議案第29号 大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見の決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告 (1) 令和5年度地区座談会の開催状況について

2) 企画

協議 (1) 水稲検見について

5. 出席農業委員(25名)

1番 菅原ひろみ 委員 2番 小野寺正晃 委員

3番 布塚幸子 委員 4番 中本奈美 委員

5番 白川知則 委員 6番 高橋順子 委員

7番 佐々木ひろ子 委員 8番 櫻井正幸 委員

| | |
|----------------|----------------|
| 9番 齋 藤 真理子 委員 | 10番 菅 原 清 一 委員 |
| 11番 佐々木 正 彦 委員 | 12番 下 山 信 行 委員 |
| 13番 高 橋 英理子 委員 | 14番 只 垣 和 臣 委員 |
| 15番 鈴 木 至 委員 | 16番 佐 藤 裕 之 委員 |
| 17番 佐 藤 伸 幸 委員 | 18番 佐々木 俊 通 委員 |
| 19番 佐々木 大 委員 | 20番 中 森 昭 悅 委員 |
| 21番 中 鉢 守 委員 | 22番 菅 原 まり子 委員 |
| 23番 今 野 久 男 委員 | 24番 中 條 泰 洋 委員 |
| 25番 熊 谷 安 正 委員 | |

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 野 隆 之 委員 | 2番 佐々木 恵 美 委員 |
|---------------|---------------|

7. 欠席委員(1名)

26番 佐々木 政 直 委員

8. 遅刻委員(1名)

19番 佐々木 大 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 事務局長 | 千 葉 晃 一 | 事務局次長 | 藤 本 將 寛 |
| 事務局長補佐 | 星 充 浩 | 事務局長補佐 | 真 田 賢 一 |
| 主幹兼係長 | 石 垣 佳 子 | 主幹兼係長 | 今 野 春 樹 |
| 主事 | 岡 田 隼 弓 | 再任主査 | 荻 野 信 男 |
| 事務所長 | 佐々木 賢 | 主幹兼係長 | 大 沼 淳 子 |
| 主事 | 三 塚 裕 介 | 再任主査 | 高 橋 清 一 |

11. 関係機関等

農政企画課主幹兼係長 佐々木 俊太郎

農政企画課主事 西 田 慎 司

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催します。なお、佐々木政直会長から欠席の届出があるため、大崎市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長職務代理者が今回の議事を総理します。

それでは、開会に当たりまして、熊谷安正会長職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理（熊谷安正委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、本日は熊谷会長職務代理者にお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、26番佐々木政直委員、遅刻通告者は19番佐々木大委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第5回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、会期を本日1日限りとします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名します。3番布塚幸子委員、4番中本奈美委員にお願いします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[業務報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告1～5の説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第29号大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見の決定についての審議、説明のため、大崎市農政企画課の佐々木俊太郎主幹兼係長、西田慎司主事が出席されておりますので、議案第29号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第29号の1か件について審議いたします。担当者より説明を求めます。

農政企画課（佐々木俊太郎主幹兼係長）

[資料により説明]

農政企画課（西田慎司主事）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第29号の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。地域計画についてお伺いいたします。人・農地プランから地域計

画に移行して、それに伴う農業委員としての活動を、まだ行っていない状況ですが、農政企画課及び農業委員会の役割分担はどのようにになっておりますか。また、関係機関の協議や地域計画のスケジュール等を教えていただきたいです。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

農政企画課。

農政企画課（西田慎司主事）

地域計画の役割分担についてですが、来年度末に策定を完了する予定となっており、現在、それに向けて関係機関等と具体的な役割分担を協議しております。

大崎市としましては、全体の調整や会議の場の設定を行い、農業委員会の皆様におかれましては、目標地図の作成にあたり、ご意見や調整を図っていただきたいと考えております。まだ、最終的な決定ではございませんので、現在、協議中となっております。

また、スケジュールについてですが、役割分担が確定した後にアンケートによる意向調査を行い、その結果を元に目標地図の素案を来年度初めを目途に作成し、素案を元に各地域で協議を行っていただく計画を立てております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

まだ、確定していない状況とのことですが、実際に活動する際に主体となって動くのは、農業委員会でしょうか。若しくは農政企画課、農業委員会事務局でしょうか。農業委員が自らそのような場を設けるのは難しいのではと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

地域計画の関係について、話し合いの場の設定ですが、市長部局が主導となり、関係機関を含め実施する予定となっております。その中で、目標地図の素案作成に関しましては、農業委員、農地利用最適化推進委員で実施していただく事項となり、最初の話し合いの場から、実施していただくようになります。

また、意向調査の話がございましたが、そちらについても農業者の皆様にアンケートを実施する予定となっております。今回、農業振興地域整備計画の見直し

も同時期に行い、そのアンケート調査を第一段階とし、間もなく発送予定となつております。そこに含まれない方々は、農業委員会事務局が独自でアンケート調査を実施します。最終的にその意見をまとめ、目標地図の素案を作成をする流れとなります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、了と決定してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第29号大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見の決定についての1か件を了と決定し、市に対し回答いたします。佐々木俊太郎主幹兼係長、西田慎司主事はここで退席されます。

[佐々木俊太郎主幹兼係長、西田慎司主事 退席]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号88番から98番までの11か件のうち、番号97番の1か件は、議案第25号番号71番の1か件とそれぞれ関連することから、この1か件を議案第25号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第24号番号88番から98番までの11か件のうち、議案第25号で併せて審議する番号97番の1か件を除いた番号88番から96番までの9か件と、番号98番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めま

す。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第24号番号88番から96番までの9か件と、番号98番の1か件を合わせた10か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第24号番号88番から96番までの9か件と、番号98番の1か件を合わせた10か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第24号番号88番から96番までの9か件と、番号98番の1か件を合わせた10か件について、許可と決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号63番から71番までの9か件と、番号71番の1か件と関連する、議案第24号番号97番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。8月24日木曜日午前9時より、5番委員、9番委員、13番委員、14番委員、1番推進委員、2番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので、調査報告いたします。番号63番、64番を14番委員、報告をお願いします。

14番（只埜和臣委員）

14番です。番号63番を報告いたします。転用目的は、貸店舗、駐車場16台

分を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存の側溝へ流し、生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出については、平坦な土地であるため、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号64番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場7台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が田、その他三方宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は側溝へ流し、生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号65番、66番を13番委員、報告をお願いします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号65番を報告いたします。転用目的は、資材置場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側が田、南側が宅地、北側が堤防でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号66番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場5台分、通路、物干しスペースを設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側が道路を挟んで宅地、南側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可でき

るものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し、生活排水には浄化槽を設置します。土砂流出については、申請地外周を転圧することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号67番を1番推進委員、報告をお願いします。

1番（今野隆之推進委員）

推進委員1番です。番号67番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲4区画、位置指定道路、公衆用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が田、その他三方宅地でございました。申請地の管理状況は、水稻が作付けされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し、土砂流出については、擁壁を設置するとのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号68番から70番を9番委員、報告をお願いします。

9番（齋藤真理子委員）

9番です。番号68番から70番を併せて報告いたします。転用目的は、資材及び建設機械置場、駐車場、通路、旋回スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が水路を挟んで田、南側が雑種地、西側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、年に1度くらい除草管理されている状態でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

11番（佐々木正彦委員）

番号71番を5番委員、報告をお願いします。

5番（白川知則委員）

5番です。番号71番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光パネル架台支柱64本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が田、南側が山林、北側が高速道路でございました。申請地の管理状況は、雑

草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号63番から71番までの9か件と、番号71番の1か件と関連する、議案第24号番号97番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

12番です。番号71番についてお伺いいたします。作付けする作物を教えてください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

南天と伺っております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

12番委員。

12番（下山信行委員）

こちらの申請人から過去に何度も申請がありましたが、野立て型で使用する比較的大きな太陽光パネルを使用していると伺っております。以前から何度も作付けする作物の変更があったことを鑑みて、パネルの間隔が広く農地にも光を通しやすい太陽光パネルを使用するのが望ましいのではないかと思います。今後、営農型太陽光パネル設置の申請の際は、栽培の効率を上げていただくよう指導をお願いします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

12番委員、要望事項と捉えてよろしいですか。

12番（下山信行委員）

そのようにお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第25号番号63番から71番までの9か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

また、関連する議案第24号番号97番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第25号番号63番から71番までの9か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、関連する議案第24号番号97番の1か件について許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されると同時に許可書を交付するものとします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第26号農地転用事業計画変更承認申請について、番号21番、22番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号21番、22番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第26号番号21番、22番の2か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第26号番号21番、22番の2か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号383番から399番までの17か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第27号番号389番の1か件については、■番委員が、また番号390番の1か件については、■番委員がそれぞれ関係する案件であります。この2か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第27号番号389番、390番の2か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■委員 退席]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第27号番号389番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第27号番号389番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第27号番号389番の1か件について、承認いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■委員 入室]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第27号番号390番の1か件について、審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■委員 退席]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第27号番号390番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第27号番号390番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第27号番号390番の1か件について、承認いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■委員 入室]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第27号番号383番から388番までの6か件と、番号391番から399番までの9か件を合せた15か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。番号384番、387番についてお伺いいたします。幹旋委員に前農業委員が記載されている理由を教えてください。

事務局（千葉晃一事務局長）

公社売買の申請時の委員を記載しております。番号384番、387番ともに間違ひなく幹旋に携わって申請がなされておりますので、このような記載となってお

ります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

16番委員よろしいですか。

16番（佐藤裕之委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第27号番号383番から388番までの6か件と、番号391番から399番までの9か件を合せた15か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第27号番号383番から388番までの6か件と、番号391番から399番までの9か件を合せた15か件について承認し、先に審議した2か件を合わせた17か件について承認し、市に通知いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第28号非農地証明願について、番号10番、11番の2か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号10番を13番委員、報告をお願いします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号10番を報告いたします。申請地の状況は、除草管理されてお

りました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和57年12月の登記事項証明書を確認し、居宅へは当該地を通らなくては入れないため、新築当時から自宅進入路として利用しているものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号11番を2番推進委員お願いします。

2番（佐々木恵美推進委員）

推進委員2番です。番号11番を報告いたします。申請地の状況は、居宅が解体され、整地し砂利が敷かれておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、平成元年7月26日に居宅が建てられた証明を確認し、同時期から駐車場として使用されているものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第28号番号10番、11番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第28号番号10番、11番の2か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第28号番号10番、11番の2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで暫時休憩いたします。午後2時45分まで。

[午後2時35分から午後2時45分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和5

年度地区座談会の開催状況について、事務局及び14番委員より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

14番（只野和臣委員）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局及び14番委員より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の報告（1）令和5年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画の協議（1）水稻検見について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、企画の報告（1）水稻検見については終了いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和5年度第5回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月25日

会長職務代理者 熊谷安正

委員 布塚幸子

委員 中本奈美